

京都市保健所条例の一部を改正する条例（平成29年6月2日京都市条例第1号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）

1 次のとおり保健所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

変更後の位置 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地（京都朝日ビル）

2 保健医療に係る施策の推進を図るため、保健所に医療衛生センターを設置したことに伴い、同センターにおいて保健衛生上の試験及び検査を実施することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1に関する部分は市規則で定める日から施行することとしました。

京都市保健所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年6月2日

京都市長 門川大作

京都市条例第 1 号

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地」を「京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地」に改める。

第3条第1項中「の支所に保健衛生上」を「(支所を含む。以下この項において同じ。)に保健衛生上」に、「又は保健所の支所」を「又は保健所」に改める。

附 則

この条例中第1条第1項の改正規定は市規則で定める日から、第3条第1項の改正規定は公布の日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)